

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公表番号】特表2014-534873(P2014-534873A)

【公表日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-071

【出願番号】特願2014-540099(P2014-540099)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

近位端と遠位端とを備える伸長部材と、

伸長部材に接続されたアンカーとを有し、

アンカーが、

近位端と遠位端とを備えるステムであって、ステムの遠位端が伸長部材の近位端に取り付けられているものと、

第1および第2のアーチであって、各アーチが第1および第2の端とそれらの間の近位側ピークとを備え、各アーチの第1の端がステムの近位端に取り付けられ、且つ、各アーチの第2の端がステムから離れるように放射方向に延在しているものと、

第1のアーチの第2の端を第2のアーチの第2の端に接続する曲線要素と、を備える胃内デバイス。

【請求項2】

ステム、第1のアーチ、第2のアーチ、および曲線要素が、単一ピースのワイヤから形成されている、請求項1の胃内デバイス。

【請求項3】

伸長部材が、同一の単一ピースのワイヤから形成されている、請求項2の胃内デバイス。

。

【請求項4】

曲線要素が、ステムの周りをループして該ステムに実質的に直交する少なくとも1つのコイルを含んでいる、請求項1の胃内デバイス。

【請求項5】

コイルが、ステムの周りに少なくとも1つの完全なループを形成する、請求項4の胃内デバイス。

【請求項6】

第1のアーチの第2の端と第2のアーチの第2の端との間の距離が、コイルの直径に比べて大きい、請求項4の胃内デバイス。

【請求項7】

第1のアーチの第2の端が、第2のアーチの第2の端と同一の時計方向または反時計方向に曲がる、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 8】

第1のアーチおよび第2のアーチが、実質的に正反対の放射方向に延在する、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 9】

曲線要素が、ステムの近位側端から近位側に向かって且つ第1のアーチと第2のアーチとの間を延在する引っ張りループを含んでいる、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 10】

引っ張りループが、ステムから離れるように近位側に引っ張りループが移動されると第1のアーチおよび第2のアーチの曲率が減少するように構成されている、請求項9の胃内デバイス。

【請求項 11】

曲線要素が、少なくとも1つの逆アーチを含み、

少なくとも1つの逆アーチが、遠位側のピークを備える、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 12】

消化管内での使用中、アンカーの直径が、伸長部材が通過する開口に比べて大きい、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 13】

開口が幽門である、請求項12の胃内デバイス。

【請求項 14】

アーチおよび曲線要素が、アンカーを消化管にデリバリーする間または消化管から取り除く間、ほどかれてアンカーが直線状になるように構成されている、請求項1の胃内デバイス。

【請求項 15】

直線状のアンカーが、デリバリーの間または取り除きの間、実質的に平行な2つの直線状のワイヤを有する、請求項14の胃内デバイス。

【請求項 16】

消化管内での使用中において、アンカーの少なくとも一部分と他の部分とを締結してアンカーの形状を保持するように構成された締結要素をさらに有する、請求項1の胃内デバイス。